

監 査 報 告 書

学校法人 育学園
理事会 御中
評議員会 御中

令和 7 年 5 月 29 日

学校法人 育学園

監事 玉城 昌治



監事 国場 英保



私たちは学校法人育学園の監事は、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人育学園寄附行為第 15 条の規定に基づき、学校法人育学園の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況について監査いたしました。

監査の方法は、理事会及び評議員会に出席するほか、理事からの業務の報告を聴取し重要な決裁書類等を閲覧し、主要な関係部署において業務及び財産の状況を調査し、計算書類につき検討を加えました。

監査の結果、私たちは、学校法人育学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上